

# 〔翻刻〕 茂木久栄家資料「日記帳」(明治元年)

新堀道生・秋田古文書同好会

## 一 解題

本史料は、雄勝郡三又村(秋田藩領、湯沢市駒形町三又)の日記帳で、秋田県立博物館所蔵茂木久栄家資料の一部である。本誌四十三号に慶応元年(一八六五)分、四十五号に同二年分、四十六号に慶応三年分を載せたのに続き、本号では明治元年(一八六八)の記事を収録した。解読は秋田古文書同好会の石山伸、田中理榮子、保坂佳子、伊藤正雄、伊藤茂、鎌田幸男、大門丈士、高橋三雄、越後美緒子、柏谷勉、齋藤正庸、目黒勵、日高輝美、幡宮明貞、伊藤美亜、熊谷清貴、鈴木倫子、青山英子の各会員が担当した。解読指導、解題の執筆を新堀が担当した。

この年は戊辰戦争に関する記事が多い。八月八日、三又村の南西、小安口から仙台藩兵が侵入し官軍と争った際、三又村も戦場となり、住民は家財を置いて山野に逃れた(茂木久栄家資料三〇七三「新軍端書集草」)。記事No.135は、その際兵火で焼失した家屋・建物を藩に報告したものである。村の戸数六四戸のうち一四軒が焼失した。

戦時にあたっての人馬・物資の徴発も多額にのぼり、農民たちは重い負担を強いられた。記事No.148には閏四月から十一月まで三又村が供出した人馬などが列挙されており、田代村陣処・大沢村陣処・院内・湯沢に詰めた人足が六四六人、馬が三〇六人、その人馬代金は三九〇〇貫文余にのぼった。ただし代金の額は、単価が一人一日錢二貫とあるから、正錢ではなく預札の額面であろう。他に草履一二二足、松明一二〇本、馬沓一二〇足を供出している。

戦後の明治元年十一月、秋田藩は一〇〇石につき一人の農兵取立を

村々に命じた。それに対する届出が記事No.154であり、五名の農兵の具体的な人名をあげている。三又村は当高五〇〇石余なので、確かに一〇〇石に一人の割合となっている。155では農兵に対し、村がどのような給付をするか定めている。稽古出勤時は一日五〇〇文、出兵時は一日三貫文、万一戦死した場合は三カ年二人扶持を村から給付する定めであった。この農兵が戦場に動員されることは結局なかったが、村の側では有事を想定した協議が行われていたのである。

## 凡例

- 検索の便のため【】に記事番号と見出しを記した。
- 史料中の用語につき適宜注釈を施し、各記事の後に掲げた。
- 読解の便のため読点を加えた。
- 旧字・異体字は通用の字体に改め、変体仮名の「は」は平仮名に、「より」などの合字は平仮名に改めた。
- 差出人に押印がある場合は「(印)」と記した。
- 誤りと思われる字はそのまま記し、傍注の丸括弧内に「ママ」と記すか、正しいと思われる字を記し、疑問が残るものは「カ」と付記した。
- 衍字は右側に「(衍)」、抹消された字は左側に「( )」と記した。
- 欠字は一字あきで示した。
- 判読不能の文字は□で、字数不明の場合は「」で示した。
- 表紙・貼紙は鉤括弧で示し、「(貼紙)」などと傍注を付した。

No.	事項	月
146	農兵取調書上帳	11月
145	家屋焼失につき杉木拝領願	11月
144	引上木員数届	11月
143	奪取品受取覚	10月
142	奪取品上納覚	10月
141	戦時提供人馬・物資の書上	10月
140	兵火焼失状況届	10月
139	略奪・敵軍先導の者なき旨届	10月
138	鉄砲望みの者なき旨届	10月
137	分捕り品なき旨届	10月
136	仙台勢への供米員数届	10月
135	兵火焼失状況届	10月
134	供出米準備割合覚	8月
133	軍事割人馬出張届	7月
132	軍事割人馬出張届	7月
131	軍事割人馬出張届	7月
130	供出人馬・草履員数上申	6月
129	洪水被害につき書状	6月
128	漆木払下げ願書	6月
127	人差・郷符上納請書	5月
126	人馬請書	4月
125	郷夫割合定	4月
124	伐木許可願書	4月
123	杉木拝領願書	4月
122	杉木拝領願書	4月
121	吉祥寺赦免につき願書	3月
120	長吉家内人数届書	3月
119	八面村より通知	3月
118	収納手形提出の覚	3月
117	他領奉公人出入なき旨届書	3月
116	境口通行許可願書	3月
115	拝借米返済免除願書	1月
No.	事項	月

No.	事項	月
160	百石一人農兵書上	12月
159	兵火焼失者下賜金受取覚	12月
158	兵火焼失者書上	12月
157	旧幕府から判物等給付なき旨上申	12月
156	旧幕府から給付高なき旨上申	12月
155	農兵への給付につき村方定	11月
154	百石一人農兵書上	11月
153	兵火焼失家屋につき杉木拝領指図書	11月
152	兵火焼失家屋につき杉木拝領指図書	11月
151	兵火焼失家屋につき杉木拝領指図書	11月
150	賄代銭覚	11月
149	小安口兵糧米供出高上申	11月
148	人馬・物資の戦時供出につき願書	11月
147	九左衛門不納につき申し入れ	11月
No.	事項	月

二 翻刻

【 115 拝借米返済免除願書 慶応四・正 】

乍恐口上書を以奉願上候

一、御米壺石五斗

右御米之儀は、去ル寅年大凶作<sup>(1)</sup>ニ付、当村御百姓之内、極々難澁之者拾軒取続兼、既ニ飢死ニ相及候躰ニ罷成候ニ付、見ルニ不忍、村方如何様取暮候者より往届丈ケハ手当罷在候得共、指上り御百姓共茂人差・郷符・御高割米等之御用被仰付、殊ニ一昨年非常之違作ニ而上納相難、村方極窮之者江も存分通り手当往届兼、無抛奉願申上、御米五俵無利足御返上之御定を以テ拝借仕、右拾人之者江引配、如何様露命相続罷在、重畳難有仕合ニ奉存候、尚亦昨年壺合御助成米等拝領被仰付、重畳難有仕合存候、然共下地より日々買食之御百姓共ニ御座候得は、何を以御返上之仕当無御座、当惑之至ニ奉存候、御百姓共より

も何卒拝領ニ相成候様被成下度趣、頻リニ願出ニ付、無執奉願上候、御時節柄重畳恐至極ニ奉存候得共、前文之通り極々難渋之御百姓ニ而、上納見詰無御座候間、何卒御憐愍を以右御米壹石五斗拝領被仰付、極々困窮之御百姓共御救助被成下置度、偏ニ奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之<sup>(ママ)</sup>拝領被仰付被下置候様、御取扱被成下置度、幾重ニも奉願上候、以上

慶応四年

三又村肝煎

平助

辰正月

同

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

此願書、辰二月七日亀六殿御役屋御用序相頼、御詰合関新八郎様へ差上候事、但し酒三升御進物さし上候由

前書三又村より奉願上候書載之儀ハ、極窮御救米ニ拝借仕候分ニ而、取立候見詰無御座候間、村方願之通り拝領被仰付被下置度、私共添書を以奉願上候、以上

慶応四年

親郷肝煎

養助

辰正月

同

新三郎

河野隆之進殿

(1) 去ル寅年ニ慶応二年。大凶作で毛見願高が十四万石に及んだ(秋田県史)。

【116 境口通行許可願書 慶応四・三】

乍恐書附を以奉申上候

一、儀兵衛家内

忠助

一、同

女房

合式人

罷越申度願出ニ御座候間

右之者、此度本庄畑小路蔵本仲栄治方へ用事有之罷越候間、御境口御

通し被下置度奉願上候、尤当月七日より廿日迄、出入日数十四日ニ而無

間違罷歸り候間、何分願之通り被仰付被下置度奉願上候、以上

慶応四年辰三月

三又村肝煎

(上部余白)

「大沢口 御番所 御役人様」

【117 他領奉公人出入なき旨届書 慶応四・三】

乍恐以書附奉申上候

一、去十二月中御取調被成置候以来、御他領へ奉公ニ罷出候者、又は御他領より入込居候者、男女共老人も無御座候、依之乍恐以書付奉申上候、以上

慶応四年

三又村肝煎

辰三月

平助

同 孝作

同村長百姓

喜太郎

芳賀正治殿

進藤久馬殿

【118 収納手形提出の覚 慶応四・三】

三月十二日

一、御收納御手形<sup>(1)</sup>拾四枚、親郷肝煎殿へさし上申候、使新助殿  
但し上り地御藏分御郷役銀御手形壹枚、纏役平右衛門殿御預り被下候、  
右之訳は齋藤為八様より被仰付候御状ニ有之候

(1) 年貢・諸役を幾度かに分けて収める際、そのつど発行される受取証。

鈴木宇内殿

同村長百姓  
喜太郎

【 119 八面村より通知 慶応四・三 】

八面村より態夫<sup>(1)</sup> 口上左之通り

一、当村改革ニ付、万菓子くたもの売、村方ニ而も壹円差留候間、村々  
より右之品売人不遣候様、御触渡し被下度旨申断ニ御座候、但し宮

(祭)

盛り等之節は格別之事

辰三月廿日

(1) 態夫<sup>(1)</sup> 使いの者。わざふ。

【 120 長吉家内人数届書 慶応四・三 】

乍恐以奉書附奉申上候

一、家内五人

内壹人

三十九歳 男

長吉

同壹人

三十七歳 女

同壹人

十五歳 女

同壹人

十歳 女

同壹人

三歳 男

合五人

右之通り相違無御座候、仍之書附奉差上候、以上

三又村肝煎

平助

慶応四年

同仮担

辰三月

孝作

【 121 吉祥寺赦免につき願書 慶応四・三 】

乍恐以書附奉願上候

一、私共菩提寺吉祥寺様事、積年寺務相続形不埒、且此度表方 御本山  
様江奉対不如法之寺務形、諸上納物被仰付御日限無到来之延滞仕候ニ  
付、退軒被仰渡驚入、且中無残打寄、被仰付候御趣意形逸々相談仕候処、  
且中共申聞候ニは、御退軒等被仰付候而は重畳恐入奉存候故、幾重ニ  
も奉願上候間、此度之儀御捨免を蒙り、全ク永住被仰付候様願具候様、  
且中一同よりも私共同様奉願上候間、何卒願之通被仰付被下置度奉願  
上候、尤以来寺務形之儀は、看住不拘乍不及私共見継致候而、鹿略之  
儀無之様<sup>仕續</sup>致度候間、何分永住被仰付候様、私共連印を以偏ニ奉願上候、  
以上

慶応四年

辰三月

三又村肝煎 平助(印)  
同 孝作(印)

御本山様

御納所

【 122 杉木拝領願書 慶応四・四 】

乍恐以口上書奉願上候

三宝荒神社

別当

一、杉式本 但三尺五寸廻より四尺廻迄

覚王寺

右之通朽木末枯ニ罷成候ニ付、此度切取申度願出ニ御座候間、願出之  
通拝領被仰付被下置度奉願上候、以上

慶応四年

三又村別当

辰四月

覚王寺

平沢内蔵進殿  
宮本源左衛門殿

同村肝煎  
平助  
同仮担  
孝助

同村長百姓  
喜太郎

【123 杉木拝領願書 慶応四・四】

乍恐以口上書奉願上候

屋敷添

一、杉式本 但式尺五寸廻り

林こし畠添

一、同式本 但三尺廻り

同畠添

一、同三本 但三尺五寸廻り

高村畠添

一、同式本 但式尺五寸廻り

合

利右衛門

平助

同人

八右衛門

右之通此度拝領仕度願出ニ御座候間、何卒以御憐愍願之通拝領被仰付

被下置度奉願上候

右之趣乍恐何分宜鋪様被仰上、願之通御取扱被成下度奉願上候、以  
上

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

慶応四年

辰四月

平沢内蔵進殿  
宮本源左衛門殿

【124 伐木許可願書 慶応四・四】

乍恐以書附奉申上候

林ノ内畠添

杉拾本 但式尺廻より三尺廻迄

林こし畠添

杉壹本 但三尺廻り

合

右之通去卯年拝領之内、伐浚シ<sup>(1)</sup>ニ罷成候付、此度伐取申度申出ニ  
御座候間、願之通被仰付被下度奉願上候、以上

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

慶応四年

辰四月

同村長百姓

喜太郎

平沢内蔵進殿

宮本源左衛門殿

(1) 伐浚シニ伐採を許された木を伐らずに放置することか。

【125 郷夫割合定 慶応四・四】

四月廿一日郷夫相談形左之通

一、郷夫七人 但し馬之口付共

一、馬式疋

右之通り当村へ相当候処、郷中相談之上、高村惣人数之内六十三軒<sup>(書)</sup>

但し女世帯病身之者引残、七組二分ケ、壹組より壹人宛、十五日交代ニ相  
 定候事  
 一、馬壹疋、此代拾両、但し荷鞍相添平助より買入候定、手金貳両相渡  
 候事

組合左之通

六	五郎兵衛	三	久藏	七	庄三郎
八	利左衛門	壹	太郎兵衛	六	与助
五	利右衛門	八	清右衛門	壹	作兵衛
壹	門右衛門	九	孫兵衛	三	九左衛門
貳	吉郎兵衛	六	孫右衛門	九	十兵衛
三	長左衛門	九	長吉 藤四郎		勘左衛門
四	兵右衛門	八	七五郎		孝作
七	宅兵衛	五	宇太郎	壹番	内藏助
八	庄左衛門	六	治兵衛		長右衛門 仁助
六	市左衛門	壹	勘右衛門		万之助 勘十郎
五	新右衛門	三	弥兵衛		十右衛門
貳	善右衛門	四	馬之助 勘十郎		平藏 五郎八
九	七右衛門	七	長之助		庄之助
壹	善治 七郎兵衛	貳	八右衛門		平助

三	多左衛門	七	藤九郎	貳	孫市
九	角助	四	文藏	五	喜助
十	五兵衛	五	久右衛門	八	仁助
四	十藏	貳	平藏	四	伊兵衛
六	喜太郎				
五	市太郎				
四	善助				
壹	五左衛門				
三	源太郎				
八	甚兵衛				
七	藤四郎				
貳	平右衛門				
九	喜左衛門				

(挿入文書)  
 「壹番

七	七郎兵衛	四	七右衛門	九	善左衛門
五	新右衛門	六	市左衛門	八	庄左衛門
七	宅兵衛 作右衛門	七	兵右衛門	壹	長左衛門

式番

八右衛門

長之介

勘十郎  
万之助

義兵衛

勘右衛門

治兵衛  
仁助

宇太郎

七五郎

長吉

三番

平助

庄之助

五郎八  
蔵

十右衛門

万之助  
勘十郎

長右衛門  
仁助

幸作

勘左衛門

内蔵助

四番

吉郎兵衛

紋右衛門

利右衛門

利左衛門

五郎兵衛

太左衛門

角助

五兵衛

十蔵

五番

孫右衛門

孫兵衛

清右衛門

多郎兵衛

長右衛門  
兵衛

久蔵  
左衛門  
兵衛

六番

藤九郎

文蔵

久右衛門

五郎八

平蔵

十兵衛

九左衛門

作兵衛  
孫市

与助

庄三郎

孫市

喜助

仁助  
五郎八

伊兵衛

七番

喜太郎

市太郎

善助

五左衛門

源太郎

宮兵衛

藤四郎

平右衛門

喜左衛門  
右衛門

【126 人馬請書 慶応四・四】

乍恐以書附奉申上候

- 一、忝人 但し馬之口附
- 一、忝人
- 一、忝人

- 善治(印)
- 勘右衛門(印)
- 内蔵之助(印)

一、耆人

門右衛門

代庄右衛門

一、耆人 但し馬之口附

多郎兵衛

一、耆人

作兵衛(印)

一、耆人

五左衛門

代り徳治

合七人

内五人

馬之口附郷美  
馬之口附

一、馬式疋

平助

右之通り御請仕候処相違無御座候、以上

三又村肝煎

慶応四年

同村仮担

辰四月

耕作(孝)

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

【127 人差・郷符上納請書 慶応四・五】

乍恐以書附奉申上候

半通り

人さし

一、金拾壹兩

七郎兵衛(印)

此米五石式斗壹升五合

但し壹石二付式兩拾九分四厘御相場

半通り

同

一、同拾兩

八右衛門(印)

此米四石七斗四升

半通り

人さし

一、金八兩

平助(印)

此米三石七斗九升式合

半通り

同

一、同六兩式歩

吉郎兵衛(印)

此米三石八升壹合

右米合拾六石八斗式升八合

半通り

一、金拾七兩

郷符

此米八石五升九合

内耆斗壹升八合 金壹歩過上分

残り米 七石九斗四升壹合

二口ノ式拾四石七斗六升九合

右之通り半通米上納仕度奉願上候、尤何時也共御差図次第上納奉申上候、依而御請書奉指上候、以上

三又村肝煎

平助(印)

慶応四年

同村仮担

辰五月

孝作(印)

同村長百姓

喜太郎(印)

河野隆之進殿

【128 漆木払下げ願書 慶応四・六】

乍恐以口上書奉啓上候

一、漆苗木五拾本

右之通先年拝領仕、屋敷廻りへ植立罷在候得共、余り手狭之屋敷ニ而迷惑罷在候間、何卒為御代錢正錢三貫文上納仕候間、右漆無残御払被成下度偏ニ奉願上候

一、右之趣何分宜敷様被仰上被下度奉願上候、以上

三又村

慶応四年

覚王寺

辰六月

鈴木総蔵殿

但し鈴木様荻袋村へ御廻在之節、覚王寺様直々さし上候控

【129 洪水被害につき書状 慶応四・六】

此書状大倉弥左衛門出府之節御家来岩松様へ御頼さし上候事、使兵右衛門

大倉村弥左衛門出府ニ付、乍恐一筆奉啓上候、最早残暑之節ニも罷成候得共、御屋敷様益御機嫌好被為遊御座、恐悦至極之御儀ニ奉存候、随而私共不相替罷在申候間、乍恐御意安思召被被下置度奉願上候、然は当月廿三日之夜、大洪水ニ而川前通り少々欠込、新築之近処などハ余程欠込、新川へ石起上ケ水流兼、是迄普請付置罷在候大門尻メ切水乗越し、川瀬真向ニ相向、余程危く相見得当惑之至ニ奉存候、急ニ普請不致候へハ不相成候へ共、前文之通数ヶ処之事ニ御座候へハ困り入奉存候、乍去御高地ニは欠込不申候間、御安心被成下度奉存候、何れ御廻在之上ニ無之候得ハ致方有之間敷や、一ト先今日私共見分形御座奉申上候、且末夕水も平生よりハ余程余慶ニ而しかと不致候様ニ御座候へ共、右見分之処奉申上候間、左右御思召被下置度奉願上候、右奉申上度、乍恐如斯御座候、以上

辰六月廿五日

三又村

肝煎 平助

同仮 孝作

半田文七様

御披露

【130 供出人馬・草履員数上申 慶応四・六】

乍恐以口上書奉申上候

一、郷馬弍疋 口取弍人 右は大沢御陣屋へ相詰候

但し閏四月廿二日相詰、五月十四御用済

一、郷夫五人

介川様御用ニ而田代村へ相詰候  
但し閏四月廿六日相詰、五月十二日御用済

一、家数六十五軒

一、当高五百三石九斗五升八合

右は大沢村御陣屋へ上納仕候

一、草履百弍疋

右之通り御座候、以上

三又村肝煎

平助

慶応四年

同村仮担

辰六月

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿 六月廿九日親郷へ差上候、使平十郎

【131 軍事割人馬出張届 慶応四・七】

乍恐以書附奉申上候

善左衛門

勘十郎

万之助

久蔵

一、馬忝疋  
合八人

外二口取忝人

右之通り御軍事割被仰付候ニ付、今日相詰候処相違無御座候、仍之書付を以奉申上候、以上

文蔵  
吉兵衛  
仁助  
源太郎  
喜左衛門

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

慶応四年

辰七月十二日

上

右之通り七月十二日夜明方親郷より御廻在ニ付田代村へ相詰候

【132 軍事割人馬出張届 慶応四・七】

乍恐以書附奉申上候

一、馬忝疋  
合三人

外口取忝人

右之通り御軍事割被仰付候ニ付今日相詰申候、仍之以書付御届奉申上候、以上

孫兵衛  
宅兵衛  
養蔵  
十兵衛

慶応四年

辰七月十三日

上

右は院内詰ニ御座候

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長役

喜太郎

【133 軍事割人馬出張届 慶応四・七】

乍恐以書附奉申上候

一、馬忝疋

外二口取忝人

右之通り御軍事御用被仰付相詰候処相違無御座候、仍之書附を以奉申上候、以上

市太郎

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

慶応四年

辰七月廿二日

院内駅

小荷駄方様

御披露

七月廿二日院内駅へ相詰候

【134 供出米準備割合覚 慶応四・八】

覚

一、上白米廿俵 但し忝俵ニ付拾忝貫文替

但し式斗七升入

右之通り御用次第無差支様備置候様被仰渡候

辰八月

此割合左之通

一、白米四俵式斗壹升式合

但し式斗七升入

一、同 四俵式斗壹升式合

但し式斗七升入

一、同 四俵

一、同 三俵

一、同 壹俵

一、同 壹斗六升式合

一、同 壹斗八升

一、同 壹斗三升五合

一、同 九升

一、同 九升

ノ廿俵

但し式斗七升入

右之通郷中相談之上割合仕候、以上

慶応四年

辰八月五日

【 135 兵火焼失状況届 慶応四・十 】

乍恐以書附奉申上候

一、家 梁間三間 壹軒

桁間五間

中門(一) 梁間式間

桁間式間

甚兵衛

外二家財農具無残

一、家 梁間三間 壹軒

桁間四間

土蔵 梁間三間 壹ツ

桁間三間

小屋 梁間式間 壹ツ

桁間四間

外二家財農具無残

一、家 梁間三間 壹軒

桁間六間

中門 梁間式間

桁間三間

外二家財農具無残

一、家 梁間三間 壹軒

桁間五間

一、小屋 梁間式間 壹ツ

桁間三間

外二家財農具無残

一、家 梁間三間 壹軒

桁間五間

外二家財農具無残

一、家 梁間三間 壹軒

桁間五間

外二家財農具無残

一、家 梁間三間 壹軒

桁間六間

源太郎

善助

伊兵衛

太郎兵衛

外ニ家財農具無残

一、家 梁間三間 壺軒

桁間六間

外ニ家財農具無残

一、家 梁間三間 壺軒

桁間六間

外ニ家財農具無残

一、家 梁間三間 壺軒

桁間五間

中門 梁間式間

桁間式間

外ニ家財農具無残

一、家 梁間三間 壺軒

桁間六間

外ニ家財農具無残

一、家 梁間三間 壺軒

桁間八間

一、土蔵 梁間三間 壺ッ

桁間六間

一、小屋 梁間式間 壺ッ

桁間三間

外ニ家財農具無残

仁左衛門

喜助

五左衛門

久右衛門

孫右衛門

一、家 梁間三間 壺軒

桁間六間

鹿毛<sup>(2)</sup> 五才駒壺疋

外ニ家財農具無残

一、家 梁間三間 壺軒

桁間六間

外ニ家財農具無残

一、家 梁間式間 壺軒

桁間三間

外ニ家財農具無残

家ノ十四軒

土蔵ノ式ッ

小屋ノ三ッ

右之通当八月八日之兵火ニ而焼失仕候処相違無御座候、依之乍恐以書附御届奉申上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上被下置度奉願上候、已上

孫市

五兵衛

喜左衛門

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

慶応四年

辰十月

河野隆之進殿

此書上親郷へさし上候

- (1) 中門⇨母屋からし字状に突き出し先端に出入口を設けた棟。ちゅうもん。
- (2) 鹿毛⇨馬の毛色の一つ。かげ。

辰十月

孝作  
同村長百姓  
喜太郎

【136 仙台勢への供米員数届 慶応四・十】

乍恐以口上書奉申上候

一、白米三俵也 右は仙台勢入込之節、兵糧米増田届ニ而差出候分

外五斗八升 右同断焚出し差出候分

ベ壹石四斗八升

右之通八月中仙台勢入込之節、兵糧米焚出し共差出候処相違無御座候、

依之乍恐以書付奉申上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上願<sup>被下度</sup>之通奉願上候、已上

三又村肝煎

平助

慶応四年

同仮担

辰十月

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

此願書親郷へ差上候処、親郷ニ而御預り差置候由

【137 分捕り品なき旨届 慶応四・十】

乍恐以書附奉申上候

一、分捕之もの并盜強(一)之もの共有之哉、御取調ニ御座候得共、当村

ニは無御座候、依之乍恐以書附御届奉申上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上被下度奉願上候、以上

三又村肝煎

平助

慶応四年

同仮担

【138 鉄炮望みの者なき旨届 慶応四・十】

乍恐以書附奉申上候(一)

一、鉄炮望之もの有之候ハ、願可申上御取調ニ御座候得共、当村ニは無

御座候、依之乍恐以書附御届奉申上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上被下度奉願上候、已上

三又村肝煎

平助

慶応四年

同仮担

辰十月

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

此書上延引仕候  
(一) 全体を×印で抹消している。

【139 略奪・敵軍先導の者なき旨届 慶応四・十】

乍恐以書附奉申上候

一、分捕之もの、被分取之者、并賊之先立致候者有之哉、御取調ニ御座

候得共、当村ニは無御座候、依之乍恐以書附御届奉申上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上被成下度奉願上候、以上

三又村肝煎

平助

慶応四年

同仮担

辰十月

孝作

同村長百姓

喜太郎

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒 但し中門造り

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

土藏老ツ

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

鹿毛五才駒老正

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

外二家財農具無残

仁左衛門

喜助

喜助

五左衛門

久右衛門

孫右衛門

孫市

五兵衛

喜左衛門

【140 兵火焼失状況届 慶応四・十】

乍恐以書附奉申上候 (1)

此書上十月廿七日夜中親郷へさし上候

辰十月

同村長百姓

喜太郎

桜田東治殿

若木源之丞殿

一、家老軒 但し中門作り

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

土藏老ツ

小屋老ツ

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒 但し中門造り

外二家財農具無残

一、家老軒

小屋老ツ

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

外二家財農具無残

ノ

一、家老軒

甚兵衛

伊兵衛

太兵衛

太郎兵衛

善助

源太郎

ノ

家ノ十四軒

土蔵ノ貳ツ

小屋ノ三ツ

右之通当八月八日之兵火ニ而焼失仕候処相違無御座候、依之乍恐以書附御届奉申上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上被成下度奉願上候、以上

三又村肝煎

平助

慶応四年

同仮担

辰十月

孝作

同村長役

喜太郎

桜田東治殿

若木源之丞殿

右之通十月廿七日夜中使十右衛門を以親郷へさし上候

(1) 梁間・桁間の記載が無いことを除き、記事No.135と同内容。

【141 戦時提供人馬・物資の書上 慶応四・十】

乍恐以書附奉申上候

一、郷夫拾四人 但し内三人馬之口取 三又村

内九人 七月十二日田代村御陣処へ相詰(1)、十月

廿四日迄ニ帰村被仰付候分

此日数五百三十四日

内五人 七月十二日院内御陣処江相詰(2)候分

十月十七日迄ニ帰村被仰付候

ノ拾四人

此日数合七百拾二日

代千四百三拾六貫六百文 但し壹日壹日ニ付

貳貫文より貳貫三百文迄

外貳百七拾五貫文 右は郷馬三疋買調候分

一、人足四百七拾五人 右は五月二日より十月晦日迄

湯沢駅場江詰人足ノ高

内三百四拾四人 右は勤人足ノ高

代六百八十八貫文 但し壹人ニ付貳貫文宛

同百三拾壹人 右は泊掛并戻り人足共ノ高

代百三拾壹貫文 但し壹人ニ付壹貫文ツ、

ノ八百拾九貫文

一、馬貳百四拾四疋 右同断

内百五拾四疋 右は勤馬ノ高

代六百拾六貫文 但し壹日四貫文宛

同九拾疋 右は泊り并戻り共ノ高

代百八拾貫文 但し壹日貳貫文ツ、

ノ七百九拾六貫文

詰人馬代

ノ千六百拾五貫文

一、白米貳拾表 但し貳斗七升入

右は八月中 御支配様より御調達御用被仰付候分

院内御堅メ兵糧米ニ上納被仰付候分

一、草履 七拾貳足 右は七月中御役屋勘定場江上納仕候

一、松明 八十本 右同断上納仕候分

一、馬沓 六拾足 右は七月中<sup>親郷役所へ</sup>稻庭村肝煎殿へ上納仕候分

一、人足百七拾五人 右は八月五日より九月十九日迄

八面駅江助力人足差出候分

代百廿貳貫五百文 但し壹人七百文宛

一、馬八拾五疋 右同断同駅へ助力差出候分

代百貳貫文 但し壹日七貫貳百文ツ、

一、人足六十四人半四拾五人

右は八月八日より同月十五迄  
増田駅江助力差出候分

代四拾五貫百五十文 但し壹日七百文ツ、

一、馬拾疋 右同断同処差出候分

代拾貳貫文 但し壹日七貫貳百文ツ、

一、白米三俵 右は賊勢入込之節増田届ニ而押借押借増田届

但三斗入

相強無抛差出候分

一、同五斗八升 右同断賊勢直々村方差上り

之者より焚出し被請取候分

×四俵貳斗八升

右之通ニ御座候以上

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

(1) 記事 No.131 参照。

(2) 記事 No.132、133 参照。

【142 奪取品上納覚 慶応四・十】

覚

一、痛彈藥拾五袋

一、雷貫半袋

一、痛陣笠壹ツ  
一、切看板壹枚

右之通り当村西松・鶴松・十助・佐助右四人ニ而奪取候ニ付、右品奉  
御上納申上候、以上

三又村肝煎

平助

慶応四年

同仮担

辰十月三十日

幸作(孝)

河野隆之進殿

【143 奪取品受取覚 慶応四・十】

(貼紙)

覚

一、痛彈藥拾五袋

一、雷貫半袋

一、痛陣笠壹ツ

一、切看板壹枚

右四品仙賊より奪取候分ニ而、此度上納儘ニ請取申候、以上

慶応四年

内藤

辰十月三十日

猪三郎(印) ①

雄勝郡

三つ又肝煎殿

(1) 印文に「センホク/ユサワ」とある。

【144 引上木員数届 慶応四・十】

乍恐以書附奉申上候

郷山

一、杉三本 但し三尺五寸廻り 右は文政五年七本拝領之時

御割合御引上木<sup>(1)</sup>

慶応四年辰十一月

同仮担

孝作

一、同九本 但し四尺廻り  
右は天保九戌年廿本拝領之時  
御割合御引上木

同村長百姓

喜太郎

一、同壹本 但し式尺五寸廻り  
右は弘化四未年四本拝領之時  
御割合御引上木

茅根喜太郎殿  
田名部舎人殿

一、同三本 但し式尺五寸廻り  
右は嘉永貳酉年七本拝領之時  
御割合御引上木

(1) 秋田藩では、種苗経費を藩が負担し領民に植林させた木を伐採する際、伐採木を三六七民の割合で分収し、三割を藩が得(「御引上」)、七割を民が得る(「拝領」)こととしていた。なお分収の割合には変化があった(秋田県史)。

一、同五本 但し四尺五寸廻り  
右は安政貳卯年拾貳本拝領之時  
御割合御引上木

【145 家屋焼失につき杉木拝領願 慶応四・十一】

乍恐以口上書奉願上候

一、同八本 但し式尺廻りより  
右は文久貳戌年廿本拝領之時  
御割合御引上木

一、杉拾本 甚兵衛

一、同八本 但し式尺廻りより  
御割合御引上木

一、同拾本 伊兵衛

一、同拾本 右は同年五本拝領之時  
御割合御引上木

一、同拾本 太兵衛

一、同拾本 右は同年五本拝領之時  
御割合御引上木

一、同拾本 五左衛門  
太郎兵衛

一、同拾本 御割合御引上木

一、同拾本 善助

一、同拾本 孫右衛門

一、同拾本 孫市

一、同拾本 孫右衛門

一、同拾本 喜助

一、同拾本 久右衛門

一、同拾本 源太郎

一、同拾本 喜助

一、同拾本 仁左衛門

一、同拾本 喜助

一、同拾本 喜左衛門

一、同拾本 喜助

一、同拾本 五兵衛

一、同拾本 喜助

合百四拾本

内甘本 村方御引上木之内より拝領被仰付被下度奉願上候  
同百甘本 近村最寄村方より拝領被仰付被下度奉願上候  
右之通焼失人数共より拝領被仰付被下度願出ニ御座候間、何卒以  
御憐愍願之通拝領被仰付、困窮之御百姓御助被成下度奉願上候、  
右之趣乍恐何分宜様被仰上、願之通御取扱被成下置度奉願上候、  
以上

慶応四年辰十一月

三又村肝煎 平助  
同仮担 孝作  
同村長百姓 喜太郎

茅根喜太郎殿  
田名部舎人殿

【146 農兵取調書上帳 慶応四・十一】

雄勝郡三又村農兵取調書上帳

- 一、肝煎 平助 一、同 孝作
- 一、長役 孫右衛門 一、同 与助
- 一、同 門右衛門 一、同 喜太郎
- 一、七郎兵衛 一、八右衛門
- 一、吉郎兵衛 一、新右衛門
- 一、伊兵衛 一、九左衛門
- 一、儀兵衛 一、孫八
- 一、□□□□ 一、平治
- 一、勘左衛門 一、勘右衛門
- 一、文助 一、虎之助
- 一、善左衛門 一、勘十郎

- 一、 左右衛門 一、 宅兵衛
  - 一、 鶴松 一、 佐助
  - 一、 清藏 一、 惣治
- 合廿五人

右之通鉄炮望之者取調奉差上候、以上

三又村肝煎 平助  
同仮担 孝作  
同村長百姓 喜太郎

明治元年 辰十一月十七日

内藤猪三郎殿  
長尾新右衛門殿

右之通り十一月十七日内藤猪三郎殿稲庭村清治御廻村ニ而取斗、肝煎・長・指上り并小百姓迄打寄、相談之上取極書上ケ仕候

【147 九左衛門不納につき申し入れ 明治元・十一】

八ッ面村肝煎方より当村九左衛門不納忝条ニ付、村方江御断り之次第左之通

一、当村九左衛門八ッ面田地所持高有之候処、春中より品々諸懸不納ニ付、才足人付置候処、同村肝煎吉十郎殿勤役中有捨高間違之儀ニ付、内郷並之取扱致候事ニ取極有之候趣、且廿五年以来有捨高間違分を以勘定仕度趣申出ニ付、一向取不合候ニ依、当作三田米（一）売払勘定致し候外無之、左候へハ御收納立ニ拘り可申候付而ハ御苦柄等ニ相成候も難斗、其節差合候様致度段、御断ニ御座候事

明治元年

辰十一月廿四日 八ッ面村半内を以口上ニ而申越候

（一）三田米 小作米。さんでんまい。

【 148 人馬・物資の戦時供出につき願書 明治元・十一】

乍恐以書附奉申上候

一、郷夫七人 三又村

内五人

右は閏四月廿六日田代村御陣処へ相詰、五月十四日帰村、

日数十九日宛

此代貳百拾八貫五百文 但し耆日老人ニ付貳貫三百文ツ、

同 貳人

右は閏四月廿二日大沢村御陣処へ相詰、五月十四日帰村、

日数廿三日宛

此代百廿八貫八百文 但し耆日老人ニ付貳貫八百文ツ、

馬引ニ付直増相雇候

一、馬貳疋

右同断日数廿三日宛

此代九拾貳貫文 但し耆日老人ニ付貳貫文ツ、

一、郷夫拾四人 三又村

内老人

右は七月十二日田代村御陣処へ相詰、九月廿三日帰村、

日数七十一日

代百四十貳貫文 但し耆日老人ニ付貳貫文ツ、

同老人

右同断七月十二日相詰、廿九日帰村、又々八月三日相詰(ママ)

大沢へ相詰、十月六日帰村仕候

日数八十日

此代百六十貫文 但し耆日老人ニ付貳貫文ツ、

同老人

右は七月十二日田代村御陣処へ相詰、十月二日帰村、

日数八十三日

此代百六十六貫文 但し耆日老人ニ付貳貫文ツ、

(上部余白加筆)

「三筆三人一筆二立

内三人七月十二日田代村御陣処へ相詰、十月六日迄ニ帰村、

日数八十五日ツ、

此代五百拾貫文 但し耆日老人ニ付貳貫文ツ、

同六人

右は七月十二日同村御陣処へ相詰、九月廿八日迄帰村、

日数四十二日宛

此代五百四貫文

五百六貫六百文

但し耆日老人ニ付貳貫より貳貫三百文迄

同五人

右は七月十三日院内御陣処へ相詰、八月一日帰村、

中絶又々九月廿八日ゆ沢相詰、十月十七日帰村、

日数四十一日ツ、

代四百拾貫文 但し耆日老人ニ付貳貫文ツ、

一、馬三疋

内老人

右は七月十二日田代村御陣処へ相詰、八月四日帰村、

日数廿二日

代四拾四貫文 但し耆日老人ニ付貳貫文ツ、

同貳疋

右は七月十三日院内御陣処へ相詰、八月一日帰村、

日数十八日ツ、

此代三拾六貫文 但し耆日老人ニ付貳貫文ツ、

一、人足五百三拾人 右は五月二日より十一月十七日迄湯沢駅場へ

詰人足メ高

内三百六拾九人 右は勤人足メ高分

代七百三十八貫文 但し尠人ニ付貳貫文ツ、

同百六拾尠人 右は逗留人足メ高分

代百六拾尠貫文 但し尠人ニ付壹貫文ツ、

一、馬貳百六拾四疋 右同断

内百七十疋疋 右は勤馬メ高

代六百八十八貫文 但し尠疋四貫文ツ、

同九拾貳疋 右は逗留馬メ高

此代百八十四貫文 但し尠疋貳貫文ツ、

一、人足九拾五人 右は八月五日より官軍様御用ニ而九月廿二日迄

八面村へ助力人足差出候分

此代百九十貫文<sup>九十五貫文</sup> 但し尠日貳貫文ツ、

一、馬三拾七疋 右同断

此代七拾四貫文 但し尠日貳貫文ツ、

一、草履百廿貳疋 代六貫百文 但し尠疋五十文ツ、

内六拾疋 閏四月廿二日大沢御陣処へ上納

同七十疋疋 右は七月中御役屋江上納

一、松明 百廿本 代四貫八百文 但し尠本四十文ツ、

内四拾本 閏四月廿二日大沢御陣処へ上納

同八十本 右は七月中湯沢御役屋へ上納

一、馬沓 百廿疋 代三貫六百文 但し尠疋三十文ツ、

内六十疋 閏四月廿二日大沢御陣処へ上納

同六十疋 七月中親郷肝煎方へ上納

錢メ三千九百拾貫四百文 右は郷夫納飛脚料并諸方郷人歩夫代

外廿五メ文 御軍事中村方悉皆雜用見込分

右之通当春中より御軍事ニ付村方より差出候郷人馬を始、諸方諸人足并繼立人馬代、差積書上取調奉差上候間、何卒以御憐愍、極困窮之村方如何様相保候様、御取扱被仰付被下置度、偏ニ奉願上候

右之趣乍恐宜様被仰上、願之通被仰付、極窮之村方御救助被成下置度、幾重ニも奉願上候、以上

三又村肝煎

平助

明治元年

同仮担

辰十一月

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

【 149 小安口兵糧米供出高上申 明治元・十一】

乍恐以書附奉申上候

一、玄米拾四俵

三又村

右は白米ニ致し小安口御堅兵糧米ニ被仰付候、代錢尠俵二付拾尠貫文替を以、当暮御返し被下候御定ニ而、稲庭村肝煎方へ相納候

三又村肝煎

平助

明治元年

同仮担

辰十一月

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

【 150 賄代錢覚 明治元・十一】

一、上下御賄は、御尠人ニ付尠賄貳合三勺貳才宛

一、代錢ハ御尠人ニ付百六十六文七分ツ、

【 151 兵火焼失家屋につき杉木拝領指図書 明治元・十一】

覚

甚兵衛  
伊兵衛  
太兵衛  
太郎兵衛  
源太郎  
仁左衛門  
善助  
五左衛門  
喜助  
久右衛門  
五兵衛  
孫右衛門  
孫市  
喜左衛門

郷山  
一、杉元木貳拾本  
但し貳尺廻より三尺五寸廻迄

右之通賊火焼失家作用木依願、格別之御吟味を以、右同人共江無運上  
ニ而村方御引上木之内拝領被仰付候間、御山守木分<sup>(1)</sup>之上伐取可申  
候、以上

慶応四年  
辰十一月

田名部舎人  
茅根喜太郎

雄勝郡  
三又村

肝煎殿  
長百姓中

(1) 木分Ⅱ秋田藩で、伐木を三公七民の割合で分収する際、藩が得る木と民  
が得る木を区別することを木分けと言った(秋田県史)。

【 152 兵火焼失家屋につき杉木拝領指図書 明治元・十一】

覚

三又村  
甚兵衛  
太兵衛  
源太郎  
善助  
喜助  
五兵衛  
孫市  
伊兵衛  
太郎兵衛  
仁左衛門  
五左衛門  
久右衛門  
孫右衛門  
喜左衛門

一、杉元木三拾本 貳尺廻り  
此半運上正四貫五百文

右同人共賊火焼失家作用木、依之其村御預木<sup>(1)</sup>之内より、格別之御  
吟味を以御積運上ニ而拝領被仰付候、右運上は木主江被下置候間、此  
旨可被相心得候、拝領主ハ右運上早々御山守兵四郎方へ上納可被致候、  
尤同人得木分伐取可申事

慶応四年  
辰十一月

田名部舎人  
茅根喜太郎

雄勝郡  
大倉村

肝煎殿  
長百姓中

肝煎殿  
長百姓中

前条之通被仰付候間、運上取立木主へ可被相渡候、其上木分可相渡候

大館村

御山守

兵四郎殿

(1) 伐採時に藩が収取すべき分を、立木のまま村に預けた木。

【153 兵火焼失家屋につき杉木拝領指圖書 明治元・十一】

覚

三又村

甚兵衛

多兵衛

源太郎

善助

喜助

五兵衛

孫市

伊兵衛

多郎兵衛

仁左衛門

五左衛門

久右衛門

孫右衛門

喜左衛門

右同人共賊火焼失家作用木依願其村御預木之内より格別之御吟味を以御積運上ニ而拝領被仰付候、右運上は木主へ被下置候間、此旨可被相心得候、拝領主は右運上早々御山守兵四郎方へ上納可被致候、尤同人得木分伐取可申事

慶応四年

辰十一月

雄勝郡

東福寺村

肝煎殿

長百姓中

前条之通被仰付候間、運上取立木主共へ可被相渡候、其上木分可被相渡候

大館村

御山守

兵四郎殿

【154 百石一人農兵書上 明治元・十一】

乍恐以書附奉申上候(1)

一、年 三拾五才 先日書上候内

孝作

但し書上帳ニは平助老人書上候

与助

一、同 三拾七才 同断

一、同 三十式才 同断

一、同 三十五才 同断

一、年 三十式才 同断

喜太郎

十兵衛

但し書上帳ニハ孫右衛門老人書上候

合五人

右之通此度被仰付候百石老人農兵取纏奉差上候、以上但し先日書上奉差上候人別之内ニ御座候

三又村肝煎

田名部舍人  
茅根喜太郎

明治元年

辰十一月

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

(1) 明治元年十一月、秋田藩は有事の際に使役するため百石につき一人の農兵を取り立てるとし、領内での書き上げを命じた(秋田県史資料明治編)。記事146参照。なおここにみえる人名は、ほとんどが肝煎・長百姓。

【155 農兵への給付につき村方定 明治元・十一】

右之通郷中相談之上取極仕候、御上様より稽古被仰付候節ハ、日雇者人ニ付五百文宛郷中より相払、御陣御供出兵之時ハ、出立日より帰村日迄壹日三貫文宛相払候事ニ相定申候、若跡より望之者申出候へハ、右書上候人数より譲り可申候事ニ相談仕候事  
但し郷中見済之者なり

若万者人数之内討死致候者有之節ハ、三ヶ年中式人扶持郷中付置候事  
一、郷馬手本馬ニ而勤候分は、壹日貳貫貳百文宛

但し跡より壹日貳貫七百文ニ相定候

一、郷夫壹日貳貫文ツ、但し馬之口取貳百まし

一、郷夫家掛者人宛割合仕候事

一、湯沢加郷者人宛右同断之事

但し仁吉・作右衛門・仁左衛門右三人除候事

一、八面詰人足者人七百文、馬者足者貳百文ツ、

一、増田詰者人九百文、馬者足者貳百文ツ、

但し軍場江出候者ハ六百文まし之事

但し勤戻ならし

一、ゆ沢詰人足者五百文、九月廿二日より廿九日迄者八百文ツ、

一、右同断馬ならし三貫文ツ、

一、右同断泊り余り半日雇 但し馬人共

一、右同断十月一日より人足者三百文、馬三貫文ツ、

郷夫

御軍事ニ付諸方飛脚太儀料壹日七百文ツ、但し馬ゆ沢行者五百文、院内行ハ者五百文ニ相定申候

岩崎舟場より戻り馬三百文ツ、人貳百文ツ、

一、不時御人足相当候時、山へ人迎ニ参候分者人五百文ツ、定

一、矢しま行郷夫代差支ニ付逗留分、壹日貳貫文、但し自分賄

但し諸村飛脚太儀料壹日貳百文まし

一、郷馬病氣取扱儀兵衛者日三百文ツ、具候事

一、八月一日院内詰郷夫、山谷峠より逃帰候者五百文ツ、

一、免越<sup>(腕の誤カ)</sup>其外泊り宿代者夜四百五十文ツ、

【156 旧幕府から給付高なき旨上申 明治元・十二】

乍恐以書附奉申上候

一、旧幕府より新地高等一切無御座候、依之一札奉指上候、以上

明治元年

三又村

辰十二月

吉祥寺

上

【157 旧幕府から判物等給付なき旨上申 明治元・十二】

乍恐以書付奉申上候

一、旧幕府より御判物等一切無御座候、依之一札奉差上候、以上

明治元年

三又村

辰十二月

吉祥寺

上

【158 兵火焼失者書上 明治元・十二】

乍恐以書附奉申上候

一、

- 甚兵衛
- 太兵衛
- 太郎兵衛
- 善助
- 源太郎
- 仁左衛門
- 喜助
- 五左衛門
- 久右衛門
- 孫右衛門
- 孫市
- 五兵衛
- 喜左衛門
- 伊兵衛

合拾四人

右之通当村兵火ニ而焼失仕候者ニ御座候、以上

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

明治元年

辰十二月十六日

河野隆之進殿

【159 兵火烧失者下賜金受取覚 明治元・十二】

一、金子四拾貳両也

但し老軒ニ付三両ツ、

一、御書附老枚

三又村

右之通従

天朝被下置難有奉拝領候、以上

三又村

肝煎

平助

同仮担

孝作

焼失之者

甚兵衛

伊兵衛

太郎兵衛

太兵衛

善助

五左衛門

喜助

源太郎

仁左衛門

孫右衛門

孫市

久右衛門

喜左衛門

五兵衛

明治元年

辰十二月十六日

河野隆之進殿

【160 百石一人農兵書上 明治元・十二】

覚<sup>(1)</sup>

- 一、持高十三石五斗 年十八歳 平助子供 鶴松
- 一、同 五石三斗五升 同廿三歳 与助子供 庄蔵
- 一、同 三石五斗四升 同三十歳 善兵衛弟 門右衛門
- 一、同 廿五石壹斗貳升 三十五歳 八右衛門
- 一、同 七石五斗三升 十七歳 喜太郎子供 菊松

合五人

右は此度百石ニ付農兵老人ツ、取調書上被仰付候分、奉書上候所相違  
無御座候、以上

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

明治元年

辰十二月

河野隆之進殿

(1) 記事No.154参照。